

## 社会福祉法人鳩山松寿会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間 令和3年 4月 1日～令和8年 3月 31日までの5年間

### 2. 内容

目標1：妊娠中の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットや最新情報を掲示や配布し、制度の周知を図る。

#### ＜対策＞

- 令和3年 4月～ 制度に関するパンフレットを掲示や配布を行い職員へ周知する

目標2：法人本部が産前産後休業や育児休業等の制度の周知や情報提供を行う。

#### ＜対策＞

- 令和3年 4月～ 制度に関するパンフレットを作成して掲示や配布を行い職員へ周知する

目標3：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

#### ＜対策＞

- 令和3年 4月～ 相談窓口の設置について職員への周知する

目標4：法人職員全体の年次有給休暇の平均取得日数を年間あたり11日以上とする。

#### ＜対策＞

- 令和3年 4月～ 年次休暇取得目標について職員へ周知を図る
- 令和3年10月～ 半年分の年次休暇取得状況について会議にて報告する